

亀岡市循環型社会推進審議会 会議記録

会 議 名	第 4 4 回会議
日 時	平成 3 1 年 2 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分～ 3 時 0 0 分
場 所	亀岡市役所 2 0 2、2 0 3 会議室
出席委員	1 6 名のうち 1 2 名 (欠席 4 名)
事 務 局	6 名
傍 聴	0 名
次 第	
1 開会	
2 委嘱状交付 (人事異動等に伴い交代された委員)	
3 会長挨拶	
4 協議事項	
(1) 亀岡市ゼロエミッション計画の推進について	
ア 高齢者等のごみ出し支援について	
イ 誰もがわかる分別情報の提供について	
5 報告事項	
(1) かめおかプラスチックごみゼロ宣言について	
(2) 南丹市及び京丹波町の一般廃棄物の受け入れについて	
(3) 亀岡市のし尿及び浄化槽汚泥の処理について	
6 その他	
5 閉 会	

会 議 の 概 要

■事務局

定刻となりましたので、只今から亀岡市循環型社会推進審議会を始めさせていただきます。皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。まず、開会に際しまして、資料のご確認をお願いいたします。

—配布資料の説明—

資料の不足・乱丁はございましたら、お申し出ください。

本日の審議会におきましては、人事異動等により、新たに委員になられる方がおられますので、委嘱状の交付をいたします。その場でご起立をお願いいたします。

—委嘱状交付—

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

当審議会の運営につきましては、審議会条例施行規則第5条第2項により、委員の半数以上の出席がなければ会議が開けないと規定されています。本日の会議は、委員16名中12名の出席があり、半数を超え、本会が成立していますことをご報告いたします。審議会の開催に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いします。

■会長

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。前回までの審議会でも、活発にご意見をいただき、市の方も審議内容を反映した計画をつくられていますので、目に見える形でやりがいのある審議会になっております。本日も是非、活発なご意見をいただき、亀岡市の廃棄物行政がより良いものになればと思います。

■事務局

ありがとうございました。それでは、亀岡市循環型社会推進条例施行規則第5条第1項に基づき、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

■会長

それでは協議事項（1）亀岡市ゼロエミッション計画の推進について、事務局から説明をお願いします。

■事務局

協議事項（１）亀岡市ゼロエミッション計画の推進についてご説明します。まずはア 高齢者等のごみ出し支援についてご説明します。亀岡市ゼロエミッション計画の重点施策の一つである、高齢者等のごみ出し支援を実施すべく、関係機関等との協議、他市への視察や調査等を踏まえ、事業案を作成いたしました。事業案について説明させていただき、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。なお、現時点での事業案になりますので、今後、関係機関等とさらなる協議を経て、修正していく予定です。

—資料（高齢者等のごみ出し支援について）に沿って、下記３点を説明—

・これまでの経過の説明

前回までの審議会で出された意見や支援制度の事業案作成までの経過について説明。

・ごみ出し支援事業案の説明

事業案の特徴は、公益財団法人亀岡市環境事業公社による収集、戸別の玄関先での収集、事前申込みによる許可制。ごみの出し方は、玄関先のポリバケツ等に粗大ごみを除く全てのごみを入れる、ポリバケツの中で分別する、収集は週に１回（一度に全てのごみを収集する）。対象者は、介護保険の要介護及び要支援の認定を受けている６５歳以上の一人暮らし世帯、同認定を受けている人だけの世帯、身体障がい者手帳の交付を受けている１級・２級に該当する一人暮らし世帯。申請は、本人のほか、代理申請（離れて暮らす家族、ヘルパー、民生委員など）も受け付けることを説明。

・今後の取り組みについての説明

制度設計に係る課題抽出のため、複数の地域でモデル事業の実施を検討中であることを説明。

ごみ出し支援事業に係る事業案の説明は、以上になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

■会長

只今の事務局の説明について、ご意見・ご質問をお願いいたします。

■委員

収集する車ですが、パッカー車を検討されているのでしょうか。

■事務局

通常、収集しているごみであれば、多量のごみを、分別品目毎にパッカー車で収集することになりますが、戸別収集となると、パッカー車では乗り入れが困難な場所もあると思います。他の自治体の例でも、軽トラで収集しているところも

ありますので、参考にしつつ、亀岡市の地理的状況も勘案して判断していきたいと思っております。

■委員

河原林町に住んでいますが、戸別収集となると、道が非常に狭いところがあります。軽トラでないと、家の前までいけないところがあるので、そういう点も考慮にいられていただいて、道が狭いところは収集にいけないということがないようにしていただきたいです。

■事務局

収集車両の大きさなど、市側の事情で、支援が必要な方の収集にいけないということがないように制度設計をしたいと思います。パッカー車が収集している集積所まで出せないの、支援を必要とされるわけですから、支援が必要な方をきちんと支えられる制度にしたいと思います。

■委員

私は、南つつじヶ丘ですが、集積所のごみ収集は、週2回（燃やすごみ）をされています。あともう1回の収集はどうされるのでしょうか？道路上にポリバケツ等があれば、車などの通行の邪魔になると思います。その点も併せて検討していくべきです。一応、許可された方が利用するとされていますが、気がつけば、うちも出す、うちも出す、ということになって、いたるところにポリバケツが並ぶ光景が目につかびます。

■事務局

ごみ出し支援の方法としては、大きく分けて、集積所まで運ぶ方法、直接戸別に収集する方法の2種類がありますが、直接収集している他の市を調べますと、高齢の一人暮らしの方は、元気な方が同居されている世帯のように、ごみがたくさん出ないことがわかっています。その点を考慮して、週1回の収集ということを設定させてもらっています。家の中に入って収集することはできませんが、敷地内の玄関先にポリバケツを置いてもらうことなどを考えています。ただ、うちも、うちも、申請されて、町内の衛生環境が悪化してしまう可能性も否定はできませんので、排出方法については再度検討させていただきたいと思います。

■委員

言い忘れましたが、このポリバケツがある家は、泥棒が入りやすい家ということになると感じました。ポリバケツが目印になってしまいます。

■会長

対象者は、ごみ出しが困難な人で、一人世帯となっているので、それほど多くはないと思うのですが。

■委員

いえ、たくさんありますよ。

■委員

全部じゃないですよ。ごみを出しにくいという人に、こういう制度がありますよ、というスタンスですよ。

■委員

ポリバケツを道路ではなく、自宅の敷地の中に置いたとしても、あそこはそういう家なんだと、世間にお知らせするようなことになると思います。

■会長

家から離れたところにまで運べる元気があれば、集積所まで運んでもらえればいいので、こういった施策の難しいところですね。

■委員

利用者の観点からすれば、全ての世帯のごみを戸別に収集してもらえばいいんです。そうすれば、分別してなくて収集してもらえないごみも、家の前に放置されるので、住民の意識も変わると思います。ゴミステーション方式よりも、昭和の時代に行っていた戸別の収集方式の方が、お互い嫌なので、分別がきちんと徹底する、と自治会では話をしています。

■委員

亀岡に来て40年以上になりますが、昔は、家の前にごみ箱を出していた記憶があります。その当時、ごみ箱から収集してもらうのは良いんですけど、ごみ箱がひっくりかえって中身がでてしまうなど、大変な思いをした記憶があります。家が道路から奥まっけていて、収集してもらえる場所まで出せない場合はどうなりますか。ヘルパーさんに持って行ってもらうとかですか？

■委員

審議会の委員になって10年程前から、体の不自由な方や高齢者の方がごみを出せない環境から、ごみを収集できる体制をつくってほしいと訴えてきて、やっ和高齢者のごみ出し支援という形になってきて、非常にありがたいと思っています。しかし、事務局の説明のなかでも、配布資料の中でも何度も公平性という言葉が使われています。高齢者の方や身体に障害をお持ちの方を対象とする事業と

して、公平性という言葉が妥当かどうかということをお話しないといけません。例えば、厚生労働省では、社会的配慮が必要な方という言い方をしています。公平であるとか、公平でないとかではなく、必要なものは必要です。傍から見れば必要ではないと思える方でも、歩けなかったり、持てなかったりする人に色々な施策が行われることに対して、不公平だと思う人の感覚の方を疑うべきであり、問題だと思います。市民としては、社会的配慮が必要な方という国でも使われている言葉の方が市民の感覚に馴染むものではないかと思います。特別に何かしてもらっていると思うと、安心して利用できないですし、高齢になって色々な障害を持つことは、多くの方が人生のなかで経験することです。安易に環境やごみ出しという観点だけではなく、社会的配慮が必要な人という表現で市民に向けた啓発も含めた言語体系にして整理されるべきだと思います。2点目は、高齢者という言葉についてです。事業案では、高齢者を、元気な高齢者とそうでない高齢者との二極に分けているように思いますが、地域の町づくり協議会で問題になるのは、高齢者に限らず、何回言っても分別がわからず、出しはけないものを出す方がいることです。元気な高齢者の方でも、分別の仕方がわからない人がいます。事業案で対象とする高齢者等については、もっと多様な人に対応できるようにすべきです。高齢者等とは誰なのか、誰を対象にしてごみ出し支援が行われるのか、何回言ってもわからない元気な方も含めた高齢者なのか、対象の範囲を広げ、対象となる具体例をもっと挙げて、どのような方が対象になるかを可視化しておくべきだと思います。申請書類については、市民のなかで見守り隊や民生委員さんなどに整理してもらい窓口になってもらい、ごみ出し支援制度と支援が必要な方のマッチングについては、どの世帯がどのような状況にあるか把握されている自治会や各区長に行ってもらえば、簡単につながることができると思います。しかし、認定は持っていないけど、きちんとごみを出せない人たち、モニタリングが必要な高齢者等に含まれる方たちをどのようにフォローするか、この点については対策を講じる必要があると思います。

3点目は、ポリバケツが目印になることについてですが、なくなった方がおられた家で、玄関先に貼る忌中の紙など、高齢者の詐欺被害の多くは、目印がもとで発生しています。ポリバケツで排出する方法が本当に一番いい方法なのか、もう少し検討して欲しいと思います。それと、昔は、一軒一軒のごみ箱を開けて収集していく、といったものすごい状況がありました。乱暴に扱われてごみ箱が壊されてしまったといったお話もありましたが、収集作業を行う方が腰を壊されてしまうこともあったわけです。モデル事業を行うにあたって、ポリバケツを使った方法が、収集作業を行う方の働く環境として、今の時代に対応できるのかどうか、検証していただきたいと思います。最後にもう一点、利用者負担が無料なのかどうかです。もちろん、誰でもタダは嬉しいですが、特別に家の前まで収集に来てもらうことが無料、という概念を市民の中に育てることが良いのかどうかです。市の財政が逼迫するなか、事業を循環させて、継続させていくのに、はじめから

利用者負担を無料にすると、有料化は無理になります。環境税かクーポン券か、こういった形が良いのかわかりませんが、たとえ低額であっても、みんなのために、利用者に負担してもらうことも委員の皆さんに考えてもらいたいです。

■会長

事務局から何か補足説明等ありますか。

■事務局

市としまして、今回ご説明した事業案に改良を加え、亀岡市にあったごみ出し支援事業を制度設計してまいります。本日、頂戴しているご意見を参考させていただきたいと思いますが、特に利用者負担に関するご指摘については、市民の制度に対する見方も左右する重要な視点かと思えます。

事業案では、高齢者を全面に出してはいますが、市としては、ごみ出し支援を通じて、利用者の方の、生活サイクル全般が円滑に回ることにつなげていきたいと考えております。若い方でも、足が不自由だとか、助けてもらえる家族がいないだとか、ごみ出しに課題をお持ちの方はおられると思いますので、ごみ出し支援の対象者については、他市の状況を参考にしつつ、本市の状況にあったものになるよう検討していきたいと思えます。

■委員

南つつじヶ丘の団地の中で、ごみ出しの問題は非常に根が深く、本当に苦労しております。分別されていないごみを具体的に誰が片付けるかと言えば、ごみ当番、組長、町内会長、区長、あるいは自治会の役員が考えられますが、誰がとえば、私がやっています。本当に嫌です。気づけば、分別されていないごみの分別は、私の仕事だと思われています。団地内では、ごみ当番が回ってくるのなら、亀岡市でごみは出しません、京都市内で働いているので、そこで出すという人までいます。あるいは、ごみの分別が当番で回ってくるのなら、組長にはなりません、といった過激な方向に団地の中がなっている気がします。分別されていないごみの分別作業を誰が行うかについては、地域のコミュニティで行うといった漠然としたものではダメです。組長が、自治会長がでなくて、行う人の名前と行う時刻まで落とし込まなければ、集積所の掃除と分別の問題は片付かないと思えます。結果として、お金はかかりますが、全く分別しなくても持っていける設備にすれば、分別しなくてすみます。お金の問題なので、とやかく言えませんが、また、ごみ出し支援の対象者については、高齢者だとか、要介護だとか、どうのこうのではなく、社会的配慮を必要とする方とする考えにしないとイケないと思えます。そうすれば、利用者、私は社会的配慮を受ける人だと、堂々と手を挙げられると思えます。

■委員

いまのお話については、ごもつともで、本当に大変だと思います。私も、地域の役をしてたりすると、誰が助けるのって答えがなかったりしますから。有料化無料化についてですが、社会的配慮の必要な人、公平性という話がでましたが、全くその通りだと思いましたが、社会的配慮が必要な人に対して、有料で収集するとなると、それは社会的配慮になるのだろうか。もちろん、有料でもそういう仕組みがなければ困るんですけど、お金持ちの人は、自分自身のお金で解決できる側面もありますが、ごみ出し支援が必要な方は、あまり金銭的に裕福ではない方が多いと思います。市の財政が厳しいから、社会的配慮が必要な人にも有料にしましょうっていうのは違うと思います。私自身は、なんでもタダなら得っていう考え方は嫌だと思っていて、公共のものでも、なんでも全てお金が掛かっているって考え方が必要だと思うんですが、本当に困っている人に対して、社会的配慮が必要な方にするっていうのであれば、無料で提供すべきだと思います。ただ、そこには税金が使われているということを市民に伝える必要はあると思います。有料化にあっては、すごく慎重であってほしいですし、収入がいくらあつたら利用者負担はいくらにするかなど、線引きするのもすごく難しいと思います。少額であっても、利用者負担を求めるのはどうかと思います。

■委員

私は、社会的配慮が必要な方と向き合って50年以上になりますが、無料であったということでプラスになったこと、有料になったことでマイナスになったこと、利用する人の意識の問題も含めて調査したことがあります。誤解されていますが、社会的配慮が必要な方がみんな金銭的に貧しいわけではないです。要介護の方の全てが貧しいわけでもありません。ただ、要介護や要支援ということで、社会的配慮は必要であろうと思います。その話は、長い間議論すること自体が、タブー視されていて、議論されなかったのですが、例えば、生活保護を受給されている方に、ごみ出し支援の利用者負担を求めるべきだとは思いませんが、ごみを出すということについての配慮が必要な方については、社会的配慮のなかで、安くても手数料を負担いただくべきかと思います。利用者の方が、タダやから後ろめたくされるということも、たくさんあるわけです。本人が、色んなカウンセリングが、タダやって言われることが嫌やと言われる方はたくさんおられるわけです。たとえ少しでも、払いたいということがあるんです。私は、市民サービスが低額であったり、無料になることは良いことだと思いますけど、いままでの価値観だけでなく、少しでもいいから払いたいって方がいるのも事実なんです。その方の人としてのプライド、タダじゃなくて100円払ってるっていう、そこで踏ん張れる人たちをつくっていくっていう意味でも、安くても払ってるのよつと、そういう仕掛けもしていけないといけない時代にきていると思います。はじめに無料でしてしまうと、次に有料化するってことは無理な話だと思います。本当に困ってる方が有料化されるって懸念は良く理解できるんですが、一元化する必要

はないと思うんです。このモデル事業を受ける方のなかで、生活保護であったり、本当に生活に困っている方、大きい意味で社会的配慮が必要な方がおられるのであれば、減免すればいいと思います。たとえ、100円でも有料化するといった概念もキチンともっておかないと、行政がどうかではなく、無料にすることで人間の誇りまで奪ってしまっただけという意識だけは持つておく必要があります。わかってないとあかんと思います。私は、たくさん貧しい方の支援をしてるんですけど、ちょっとでも払いたってというのは共通していると思います。その点は理解しておかないといけないと思います。

■委員

私もいまのプライドの話は非常に共感します。この制度がはじまったら、近所の方で出すのが面倒な方とか、しんどいとかいう方が、ええなあ、あんたは取りに来てくれるし、っていう言い方をされることが必ず出てくると思います。それに対して、利用する人は必要があって出しておられるんですけど、それなりに手続きをして、費用も出しているってことが、言われたことに対する本人さんの対応の仕方が変わってくると思います。たくさん負担してもらわないといけないんですけど、必要やと思います。必要な利用料を負担してますっていうのは非常に大事だと思います。

■委員

そうです、たくさん負担してもらわないんですが、制度として利用者負担の形は必要だと思います。あと、事業については、民生委員さんを巻き込んで制度の趣旨を説明されるんですよ

■事務局

いまは、まだ事業案の段階ですので、まずは審議会として意見もまとめていただき、関係機関との協議の結果も反映した制度を設計した上で公表していきたいと思っています。どのような方がどのようなことで困っておられるかという点については、日頃関わっていただいている民生委員さんにご意見をいただかないといけないと思いますので、ご協力いただけるように積極的に働きかけをしていきたいと思っています。

■委員

昨年大雨で避難指示が出たときですが、民生委員さんは、一人暮らしの方の情報を持っておられ、なおかつ、その方と人間関係ができておられますので、避難所を開設しましたが来られますか、という話をするときに非常に助かりました。利用を進める必要はないんですけど、こういう制度ができましたというときには、民生委員さんには必ず入ってもらった方がスムーズに行くと思います。

■委員

私は、お金を出しても、表に出すのは反対ですが、金額の大小はあると思います。この事業案は、金額は別として、現行の、粗大ごみにシールを貼って家の前に出す、という仕組みの延長線に近いのかなと思います。そういうことをイメージしましたが、それが毎日のように起きるとなると現実的ではないなど。民生委員さんの話がでましたが、民生委員さんは本当に辞めたい方が大部分です。民生委員という括りでいうと、厚生労働省できちんとした定義があって、それなりのことをされているのですが、できることなら避けて通りたい。私の時間を取らないでくださいって方が結構いらっしゃいます。もちろん、立派にされている方も多いですが、自治会としては、今後の民生委員さんの確保が大問題です。昨年、民生委員制度100周年を迎えましたが、今後の民生委員さんの確保、来年度は確保することが大変だと思います。余談ですが。

■委員

3頁の対象者の話ですが、利用者数の話ですが、数十名と説明いただいた記憶があるのですが。そんな数ではないと思います。1町で30名くらいは最低おられると思います。

■事務局

亀岡市の対象者数ではなく、ごみ出し支援制度を実施している他市の実際の利用者数です。京都府内では、京都市、木津川市、八幡市がごみ出し支援制度を実施していますが、調査したところ、人口6～7万人の木津川市や八幡市では、60名から100名程度の方が実際に利用されています。

■委員

いや、そんなはずはない。

■委員

桁が違うと思う。

■会長

実際にごみ出し支援制度を利用されている人の数ということですね。ひょっとすると、制度設計が悪くて、あまり利用されていない可能性もありますね。実数を調べると、現実の利用者数はその数だったということですね。

■委員

対象者が3つ挙げられていますが、私は、有料化にしてでも、高齢者というだ

けで利用できるようにした方がいいと思います。介護の認定を受けていない高齢者の二人世帯もあるので、一人暮らしと限定してしまうと、利用できなくなってしまいます。有料化の仕組みそのものは、これから検討するにしても、対象者の範囲を拡げるような観点も持った方がいいと思います。私は宮前町ですが、隣の住宅まで遠く、みなさん軽トラや乗用車でごみを集積所まで運んでいます。免許書返納が奨励されている社会状況にあって、いつまでも車でごみを集積所に運ぶのではなくて、お金を出しても収集に来てもらう選択肢もあったほうが、より高齢者に親切だと思います。範囲をもっと拡げて欲しいです。

■委員

その最終的な到達点は、私がいう全世帯戸別収集ですね。

■委員

いや、全戸までではなくてもいいかなと思いますけど。

■委員

全戸にしないと、分別の問題は解決しませんよ。分別のPRをいくらしても。

■委員

いや、全戸にしたらコストが合いませんよ。

■委員

いや、だからそこはそこ。私はお金の話はしていない。金が先にあるんじゃないと思いますよ。

■委員

いや、当然、市の予算も限りはあるでしょうし、全戸で戸別収集をすることはどうなのかなと思いますね。プラスチックごみだって分別しないといけないわけですし、やっぱり、分別するというのが原則やと思いますし、

■委員

いや、そうでしょう。

■委員

せっかく分別の啓発も長い時間かけてきて、市民も若い世代だったら分別して出している方も多いので、収集にはそれを活かしたら良いと思います。ただ、出せない方とか混合してしまう方をどうやって支援していくかだと思います。本当に、元気にされている、何と何をどうやって出したらいいかわからん、という

方がおられます。そういう方向けには、この事業とは別に啓発やリーフレットを、その地域毎にわかりやすいものを用意するだとか、対象者の見える化は絶対に必要だと思います。委員の言うように、分別されてなくて、ごみ袋に赤い啓発シールを貼って、置いて行かれると、後の始末は役員がすることになります。道沿いに集積所があるので、町内だけじゃなくて他所からも捨てに来られたりもしますし、犯人捜しにもなるので嫌です。仕組み的な形で試していく、これまで啓発した分別のよさを活かしながら、なにがやりにくくなっているのか、邪魔くさいっていうのは理由にならんとと思います。それは市民の義務ですから。高齢者だけじゃなくて、若い人でも、いつの曜日に何を出したらいいのか、これは入れていいのか悪いのか、聞いてこられることがありますので、啓発についての事業も同時に打ち出された方が良いでしょう。

■委員

逃げ得感、やり得感があるんです。誰かが片付けてくれるっていうね。

■委員

こうやって10何年前から訴え続けてきたことが形になって、一回、モデル的に前に進まれるのはすごく大事なことやと思います。

■会長

対象者については、これまで議論されたように、社会的な配慮が必要な人ということになると思います。あと、制度をつくる際の根本的な視点ですね、やはり廃棄物行政をされている方は、ごみが分別されていなくて困ったな、というところからはじまるので、そういう方向性で制度設計されているなという印象があります。ごみを出すのに困ったなという人の視点から見て行けば、今のような様々な意見がでてくると思います。

■事務局

市で一方的に制度設計するのではなく、市民目線の意見も反映して制度設計を行いたいと思い、今回、審議会でご議論いただいた次第です。審議会で様々な意見を頂戴して、困っている方を支えられる制度、継続的に実施できる事業として制度設計したいと考えておりますので、今後ご協力の程よろしく申し上げます。

■委員

八幡市にごみ出し支援の実態や、苦労話をもっと突っ込んで聞いてみたら良いと思います。これまでの調査で表向きの部分は、見えたと思いますが、裏方で苦労されている方が結構いると思うので。

■委員

まだ制度設計されるまでに、ヒアリング等を行われますか。ごみ出しのことで困っておられる方や団体などに。

■事務局

はい、さまざまな団体に確認していきます。また、モデル事業の制度設計にあたって、今後も複数回お集まりいただき、ご審議お願いしたいと思います。民生委員さんなどにもご意見も伺って、審議会に報告させていただきます。様々なご意見をいただいた上で、より良い制度をつくりたいと思います。

■会長

今回の会議で意見をまとめられなくても、次回の会議で意見を出すことはできるということですね。

■事務局

はい、引き続きご意見を頂戴したいと思います。

■委員

では、例えば、民生委員さんにお世話になるとしても、対象者の窓口を市役所以外にどんな方に担っていただくか、システム表のようなものが見える化してもらえたと、審議会の委員も意見を言いやすいです。地域のクリーン推進委員だとか、対応いただける方が民生委員以外にもあるなら表にしてみたいです。民生委員さんは、要対協（要保護児童対策地域協議会）など、今は非常にニーズが多く、大変な状況です。そこに、この窓口を民生委員さんにかぶせてしまうのは良くないと思います。どの世帯が独居で、身障手帳をもっているかとかは、民生委員さんだけでなく、市役所の福祉部署でわかることなので、どういう形がいいか、表をつくってもらえばと思います。対象者についても文言だけじゃなくて、地域にどのくらいの対象者がおられるか、どのくらいの利用があったら、どのくらいの収集車や作業される方が必要になるのかとか、試算してもらって、表にしてください。

■委員

私の義母が、認知症で要介護4なのですが、岐阜市で一人暮らしをしていて、1日に3回ヘルパーさんに来てもらっています。仕組みはわかりませんが、岐阜市では、義母の自宅の敷地にあるごみ箱から持って行ってきています。ごみ箱に入れるのは、ヘルパーさんにしてもらっていると思いますが、岐阜市でどの程度利用があるのかなど、参考にできるのではないかなと思います。義母は、ごみの収集が何曜日かわからないと思いますし、ヘルパーさんも時間がすごく限ら

れていて、集積所に出すのは難しいと思うので、個人の家の前で収集してもらえるのはすごく助かっています。

■会長

先程の議論で、分別できないけど、集積所には持って行ける人への支援について意見がありましたが、事業案は、分別してポリバケツに入れるということですから、分別ができなくて集積所にも持って行けない人についても考える必要がありますね。

■委員

ポリバケツの上に啓発シールが貼られてしまう気がします。

■会長

分別できない人をどうするか、という事業案でカバーできない部分の問題がでてきますね。

■委員

そういうことです。その部分が解決できる仕掛けがないと、制度としては動かないですね。

■委員

本来として、歩いて持って行けない人のうち、かなりの人は分別もできないという状況にあると考えた方がいいのでしょうか。

■委員

どうでしょうか、ある意思を持って、混入させている人もいると思いますよ。悪意を持って。

■委員

私は12年前から、障害を持っている人たちが、ヘルパーさんが来られるまでに生ゴミなどをまとめるのが、なかなか大変だとか、高齢者の方で分別がなかなかできないという話を聞いていたので、なんとかヘルパーさんがキチンとしてあげて、出すだけ、といった制度があったらなという思いでしたけど、会長が仰るように、出せない人は分別そのものできない。実際に分別しようとしたら大変ですよ、プラスチックをめくって、洗って、透明の袋に入れて収集日まで保管して、ビンにはビンで、缶は缶で洗っておくのは。

■委員

むちゃくちゃですよ、ごみの捨て方見たら。こんなので持って行く人のこと
どう思っているのかなって。

■委員

そうです。でも、悪気なく普通にされていますからね。黄色の袋に入れている
ごみの質見たら、もうグチャグチャじゃないですか。でも、あれが現実ですよ。
だって、家の中でそれだけの仕分けをするだけのスペースと、概念を持っている
人って少ないですよ。

■委員

うちの町では、毎年、エコトピア亀岡などに20～30人が見学に行きますが、
実際には、動員がかかったから仕方なく行く人もいると思いますが、そのうちの
1割くらいは、勉強をしようと思って行く人がいると思います。うちの町は、み
なさん、お仕事されていますし、ごみを夜中にも出しますし、大変なんです。決
められた時刻は、いません、仕事してます、寝てますとか、前日、前々日ぐら
いから用意しないと対応できないです。余談ですが。

■会長

では、ごみ出し支援については、以上でよろしいでしょうか。それでは、次第
のイ 誰もがわかる分別情報の提供について 事務局から説明をお願いします。

■事務局

資料の京都学園大学バイオ環境学部キャリアサポート実践講座と書かれた資料
とごみの分け方・出し方と書かれたチラシをご覧ください。

—資料に沿って下記2点を説明—

- ・ごみの分別方法について、若者や高齢者それぞれの市民目線に立った啓発を
行うため、まずはごみの出し方・分け方のパンフレットの改定に向けて検討を
進めていることを説明。
- ・京都学園大学バイオ環境学部の学生が、大学の研究課題として亀岡市のごみ
分別を取り上げ、ごみ分別のポスター作成に取り組んだこと、その取り組み内
容、学生が作成したごみ分別の啓発チラシについて説明。

■委員

学生が大学の研究の一環として、取り組んだ内容になります。市が全戸配布す
る啓発チラシの裏面に掲載してもらえるとのことです。少しでも、ごみの分別に
役立てば良いなと思います。もし、ご意見があれば、お願いします。

■委員

これ、全戸配布されるのですか。こういったチラシの使い方としては、収集日の曜日が書けるようにされた方がいいと思います。

■委員

そもそも、誰もがわかる分別情報の提供と、この学園大学の研究の話はどう関係があるんですか。京都学園大学でされた研究の発表をこの審議会で取り上げるのはどういう目的ですか。これは、この審議会の事業の一環として、京都学園大学で何か取り組まれているということですか。

■委員

いえ、あくまで私の授業で学生が取り組んだというものです。

■委員

そうですね、審議会で見なければいけないものではないですよね。どこだってそれぞれ、色々な取り組みしているわけですから。私のところも、20年以上、毎月27日に集まって色々な取り組みしていますけど。何もされてないところはないと思いますが。大学の研究でされていることを、この審議会で聞かないといけないのですか。

■事務局

いえ、そういうわけではなく、市の目線だけで分別の啓発に取り組んでしまうと、わかりにくい部分があるということで、今回、京都学園大学の学生さんの視点を取り入れられたらという試みです。

■委員

本来、こういうのがわかりやすいかどうかを、女の人たちに聞いてもらった方がいい。学生たちよりも。学生は学生でされたらいい。

■事務局

第一弾として学生さんの視点を、第二弾として高齢者の方の視点を取り入れられたらと考えています。委員にも相談させてもらっていますが、高齢者の団体ともお話させてもらって、高齢者の視点も取り入れたいと考えています。

■委員

見た感想です。失礼ですけど、今まで市の方がつくられたチラシよりかはわかりやすいです。

■委員

これ、学生が作られたんですか。

■事務局

そうです。

■委員

分別が細かいので、わかりやすいチラシをつくるのは難しいですね。情報を盛り込もうとすると、わかりにくくなってしまいますし。

■委員

市の方がわかりやすい。あんまり変わらない。

■委員

市のつくっている集積所用の看板があって、この集積所の収集日は何曜日ですよ、と書いてありますが、私の町は一切無視されています。曜日も時刻も。

■委員

書いてあっても守らない。

■委員

市がつくられた、曜日が記入できるチラシがあって、すごくわかりやすいんですが、曜日の欄が空欄になっていて（それぞれの地域に合わせて記入できるようになっている）、結局、何曜日なのかって話になります。チラシを作るのであれば、地域毎のものをつくった方がいいと思います。

■委員

そのまま、貼っておけるものですね。

■委員

いままで、分別のパンフレットをいくらかもらっていますが、他の人から一番よく聞かれるのは、てんぷらの廃油です。排水口に流したらいけませんし、どうしたらいいんでしょうか。

■事務局

廃棄方法としては、食用油用の凝固剤が使われたり、古布に染み込ませたりする方法があります。その他に、市民団体が食用油を回収されているところもありますので、啓発すべきポイントとして参考にさせていただきたいと思います。あと、バイオ燃料にされたりとかもあります。

■委員

町内でやっています。

■委員

いや、そんな量じゃないんでしょ？食用油が10リットルもあれば、新聞や布に染み込ませるといったって、限界がありますよ。そのまま何とかしたいですよ。

■委員

染み込ませられる紙があつたりします。そういったものを使えばいいですよ。

■委員

食用油は、ガソリンとかと違って、火を着けさえしなければ発火しませんし、火を着けても簡単に火は着きませんから。

■委員

河川にながれて、河川の水質汚濁の方が問題ですね。

■委員

排水口に流してしまったら、それは問題になりますね。

■委員

ごみの出し方については、出すごみ毎に、個別に色々あると思いますが、それをどこでどう調べるかっていう問題がありますね。今はホームページもあるので、それを活用するのも一つですね。パンフレットにしても、どこまで細かいことを書くかっていう問題もでできますね。

■委員

それを言い始めたら、パンフレットにならないですよ。

■委員

きりがない感じがします。次の脱プラ宣言にも関わるかもしれませんが、私が分別が難しいと思うのは、プラスチックですね。プラスチックは、資源ごみ、埋立てごみ、燃やすごみ、どの分別にするかというのがありますが、そのまま課題になると思います。全体のごみ分別冊子とは別に、もう一つ必要になると思います。京都市の場合は、紙については、脱プラと同じ様な状況にあると思います。紙の分別を徹底するにあたって、京都市は全体的なごみ分別の冊子とは別に、この紙は資源ごみです、と紙のなかで非常に事細かに分けた冊子をつくってしまし

た。そこまでしないと本当に、一つの紙が資源ごみかそうでないのか、わからないんですね。障害者の方など支援が必要な方の話は別として、元気な方でもわからないんです。なので、京都市の中小企業の方がどうしているかという、紙ごみを置く場所に、その詳細な冊子を置いて、この紙が資源ごみかどうかを確認して分別しているんですね。大手の企業さんとかだと、紙のごみ箱に、こういった紙は資源ですよ、と全部のごみ箱に絵が描いてあるんです。亀岡の場合だと、ビン、缶、ペットボトルくらいしか書いてないので、分別するのは難しいだろうなと思います。全体の分別表とは別に、プラスチックの分別表が今後は課題になってくると思います。

■委員

先ほどの学生のチラシは、あくまで第一歩かと思いますが、分別をわかりやすく伝えるには、どうしたらいいのか、是非みなさんのアイデアをいただけたらと思います。

■委員

分別以前の話ですが、分別した後、プラスチックがどうなっているのかわからないです。分別をするための動機づけに、その後どうなっているかがわかる必要があると思います。プラスチックは、分別したら、こうして、こうなって資源になるから分別すると良いっていう、先が見えると動機づけがあるとできる方も増えると思うので、もっと後の処理についても広報してもらうようにしてほしいです。

■委員

以前の審議会でも意見が出ていたと思いますが、スタジアムが出来て、観光客が増えた際のごみの処理について、亀岡市民の中でさえ分別について課題がある中、市外から来る人にどのように伝えていくかは重要になってくると思います。京都市では外国人観光客のごみ問題がクローズアップされていますが、実際に入ってきてはじめてときに、どう対応するかで、その後の結果は決まってしまうと思うので、課題となると思います。

■委員

その具体的な例が、コンビニですね。車でコンビニに行って、はじめにすることが、ごみ箱にごみを捨てることです。プラだとか、可燃だとか混入状態に出しています。そのごみを誰が分別しているかと言えば、コンビニの店員さんが見えないところで分別されているんです。あるいは、事業系のごみとして業者にお金を払って処理されているんです。コンビニの方は本当に大変な思いをされています。我々利用者側は、気にせず、適当にビンも、缶も、プラスチックも何でもご

ちやまぜにして、適当な袋に入れて捨てますが、それが拡大された状態が、スタジアムができたときの状態ですよ。

■委員

コンビニのごみは、事業系のごみですから、事業者の責任と思いますが。

■委員

事業者の責任と言いながら、コンビニも家庭ごみはやめてくださいと。コンビニもごみ箱を外に置いていたものを中に入れてたりしているんですが、臭いがするとか、本当に困っておられるのが実態です。

■会長

協議事項については、以上でよろしいでしょうか。では、次の報告事項について事務局から説明をお願いします。

■事務局

それでは、(1) かめおかプラスチックごみゼロ宣言についてご説明いたします。

—資料 かめおかプラスチックごみゼロ宣言に沿って説明—

■委員

基本的に賛成ですし、面白いチャレンジで、やらないといけない取り組みだと思えます。そこで、エコバックの概念ついてですが、コンパクトに畳めて、何回も使える、というイメージがあると思えます。私たちが小さいころ、母が蔓や藤の買い物籠ってあったと思うんです。コンパクトに折り畳めるものもあっていいと思うんですが、エコバックの概念のなかに、コンパクトに畳めるものだけでなく、買い物籠みたいなものも含めた定義が必要だと思えます。昔からの日本の籠の文化も含めて啓発するなどしないと、処理しにくいものばかりが増えるのは良くないと思えます。素材が大切ですし、はじめが肝心だと思えます。あと、保津川のプロジェクトいいと思えますが、保津川の船ってプラスチックですね。あれ、川下ると削れますよね。そういったものの対策は全く出てきていませんけど、見えるものだけじゃなくて、見えないところで蓄積されているプラスチックの害も認識していかないと。

■委員

レジ袋が悪者扱いされていますけど、大抵、生ごみをそこに入れて活用しています。そのまま川に流す人は滅多にいないと思うんです。マイバックとレジ袋は複数回利用されていると思うんです。レジ袋をなくしたら、どうなるかと言うと生ごみを入れるためにビニール袋を買ってくることになります。皆さんどうです

か、生ごみを何に入れていきますか？

■委員

新聞紙とかにくるんで出しています。

■委員

うちの町内の人は、ほとんどレジ袋に入れていきますよ。

■委員

プラごみは、全部断っているつもりなのに、どういうわけかたまってしまいうんです。

■委員

私が言いたかったのは、レジ袋がなくなったら、ビニール袋を買いに行くかなってことです。

■委員

それを入れるために？

■委員

そうです。スーパーで、ロール状の透明のビニール袋がありますけど、ああいったものを買わないといけない、と思っていました。あと、発生抑制の話をしていきますが、それは正しいんですが、ただ、出たものをどうするのか。山本浜から保津峡過ぎて、桂川に流すのは罪悪だと思うんです。あそこで閉止めしてでも回収しないといけません。そうしないと、ここで汚したものを下流に流しただけです。そういう意味で、エコバックやレジ袋有料化は賛成なんですが、継続的な改善というか、スパイラルアップしないと、レジ袋禁止しただけで改善しないと思いますし、回収も考えないといけないと思います。

■委員

目的が、海性プラごみをなくしましょう、というなかで、色々なプロジェクトを検討されていると思いますが、今後、例えばペットボトルをなくしましょうとか、こういったテーマに取り組むってことがあればテーマだけでも紹介いただければと思います。

■事務局

まずはレジ袋ということですが、プラスチック製容器包装も、ペットボトルも同じプラスチックごみです。例えば、ペットボトルは軽いですし、空気も含みま

すので、水に浮いて流れやすいです。流れてしまうと自然を汚染してしまいます。まずは、レジ袋ですが、そこで終わりということではありません。また、審議いただいたゼロエミッション計画にも記載させていただいていますが、埋立ごみや燃やすごみに、資源化できる紙ごみやプラスチックごみが半分近く含まれている現状があります。廃棄物処理の担当部署としては、プラスチックごみだけに限定することなく、紙ごみなども効果的に取り出して資源化するなど、ごみにならない施策を行いたいと考えています。

■会長

では、次の報告事項について事務局から説明をお願いします。

■事務局

(2) 南丹市及び京丹波町の一般廃棄物の受け入れについて、と(3) 亀岡市のし尿及び浄化槽汚泥の処理について続けて説明させていただきます。まず、(2) 南丹市及び京丹波町の一般廃棄物の受け入れについてご説明いたしますが、特に資料のご用意はございません。口頭にて説明させていただきます。南丹市及び京丹波町の生活ごみは、船井郡衛生管理組合管内にある民間事業者の施設で処理をされていますが、平成31年3月31日をもちまして、民間事業者がごみの受け入れ停止することが決まっております、次年度以降の対応に苦慮されています。現状、船井郡衛生管理組合では、平成31年度に廃棄物処理施設の基本的な方針を決定すべく、鋭意努力されているところですが、このままでは次年度以降、地方自治体の自治事務である一般廃棄物の処理ができないこととなります。そのような状況のなか、亀岡市に対し、可燃ごみの受け入れ及び焼却処分の要請がありました。亀岡市としましては、近隣の南丹市、京丹波町の可燃ごみであること、京都中部広域圏内を形成していること、さらには広域連携の観点から、亀岡市の焼却施設である桜塚クリーンセンターの処理能力の範囲内であること、適正に分別して搬入されることを条件に、可燃ごみの受け入れをすることとします。なお、受け入れ開始につきましては、平成31年4月1日からとし、受け入れ量は、年間約2千t、一日あたり8～10tとすることとしています。つづきまして、亀岡市のし尿及び浄化槽汚泥の処理についてですが、亀岡市若宮工場は昭和41年度供用開始以来、し尿処理施設として活用してきましたが、し尿の減少、浄化槽汚泥の増加及び当該向上の老朽化により、処理能力の低下とそれに伴う維持管理経費の増加が顕著であることから平成30年度末を以って、亀岡市若宮工場での受け入れを休止することとし、平成31年度から、し尿処理施設の適正な廃止に向けて、若宮工場の清掃、機械撤去工事を計画しております。それに伴いまして、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れ処理を平成31年度から、船井郡衛生管理組合に委託することとします。今後は、広域化を含め、船井郡衛生管理組合と長期的な利用の可否について検討を進めてまいります。なお、処理期間については、平成31年

4月1日から当面の間とし、処理量としては、おおむね1万1千キロリットルを予定しております。第5次亀岡市生活排水処理基本計画につきましては、船井郡衛生管理組合へ、し尿及び浄化槽汚泥の処理委託を行う旨の内容変更止め、平成32年度からの第6次亀岡市生活排水処理基本計画の策定に向け、全体的に見直しを行います。また、お手元資料の平成30年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画につきましては、多少変更することがございますので、平成31年度に変更することとしております。

■会長

いまの説明に関して、何かご質問のある方はおられませんでしょうか。

■委員

実施計画の中に、今おっしゃられたことは書かれていないということですか。

■事務局

はい、ご覧いただいている資料は、平成30年度の一般廃棄物処理実施計画になります。参考として配布させていただいております。

■委員

では、31年度の実施計画には書かれるということですか。

■事務局

そのとおりです。

■委員

報告事項の(1)から(3)は、本日の審議内容ではなく、単なる報告ということですね。各委員に了解をもらったということではないんですね。

■事務局

はい、あくまで報告です。

■委員

どこか他で決定されるという認識で良いですね。決定権はここにはないということですね？

■事務局

はい、承認事項ではありません。

■会長

それでは、以上で審議を終了します。進行を事務局にお返しします。

■事務局

市としましては、高齢者のごみ出し支援、分別情報の提供につきましては、31年度に複数回、審議会を開催させていただいて、ご意見を頂戴し、参考にさせていただいた上で、市民の皆さまに納得いただける施策を実施したいと考えておりますので、ご協力の程よろしく願いいたします。以上で、閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以上